

滞納は不公平！滞納者〇をめぐります！

ゼロ

町税・国保税を滞納したら・・・

法律では、「督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促にかかる税を完納しないとき」は「財産を差し押えなければならぬ」と定められています。

しかし、本町では納税者の方の単なる納め忘れや、あるいは何かの事情があつて納付できなかった

たということを考慮し、催告書を発送したり、ご自宅へ電話や訪問をしたりして納付を促しております。

町税・国保税を滞納したままですと、納期限までに納められた納税者との公平を保つため、また大切な町税を確保するために、やむを得ず、滞納している方の財産（不動産・給料・預貯金等）を差し押え、さらにその不動産等を公売するなどの滞納処分を行うこととなります。

滞納処分の流れ

町税等を滞納すると、納期限までに納付された納税者との公平を保つために、滞納している方の財産（不動産、預貯金、給与等）の差し押え、さらにその不動産等を公売するなどの滞納処分を行うこととなります。

督促

納期限までに納付されない時は、督促状により督促を行います。

催告

督促をしても納付されない時は、文書・電話・自宅訪問を行います。

財産調査

官公署・金融機関・勤務先・取引先等に対して財産調査を行います。

差押

財産調査で発見した滞納者の財産（不動産、預貯金、生命保険等）に対する差し押えを行います。

換価

差し押えた不動産等は換価（公売）を行います。

町税等を滞納すると延滞金がかかります！

延滞金は、納期限内に納めていただいた方との公平を保つために、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ年14.6%（ただし、納期限の翌日から1カ月を過ぎる日までは年7.3%（この内、平成12年1月1日以後の期間については、その前年の11月30日を経過するときにおける公定歩合に年4%の割合を加算した割合が年7.3%に満たない場合は、その割合）の割合を乗じて計算した金額を納めていただくこととなります。

(計算例)

税目	国民健康保険税
税額	40,000円
納期限	平成18年7月31日
納付日	平成18年12月20日
督促手数料	100円
延滞金	1,900円

※計算式 $40,000円 \times (4.1\% \times 31日 + 14.6\% \times 111日) \div 365日 = 1915.2877円$
 注 計算した延滞金が1,000円未満のときは全額切捨て、1,000円以上の場合には100円未満を切捨てます。



税額4万円に対して督促も含めて2千円余分に納付しなければなりません。